

# 仕 様 書

## I . 工 事 概 要

1. 工 事 場 所 松山市道後湯之町・多幸町・鷺谷町境界付近

2. 工 事 種 目

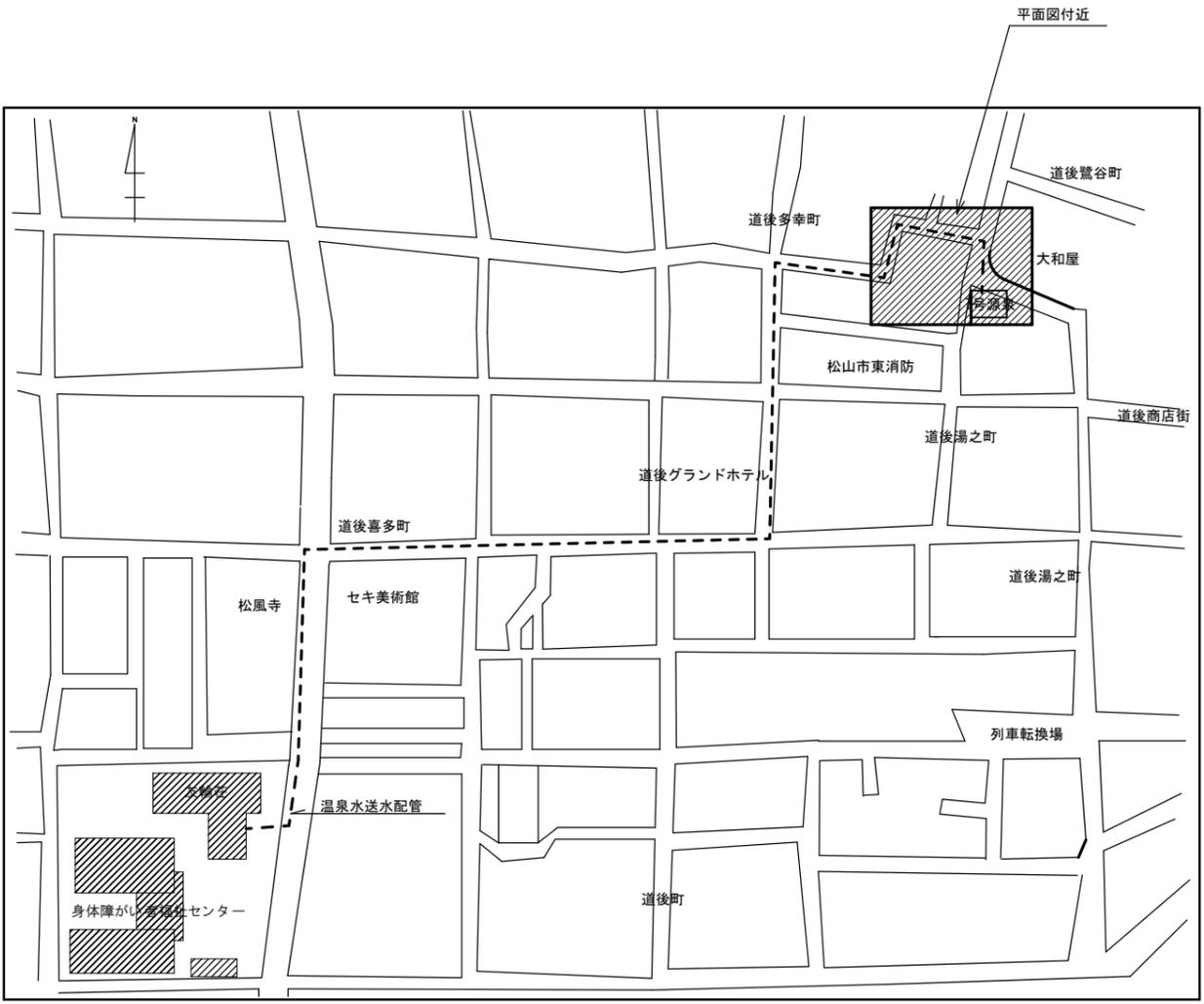
給湯設備			屋外
------	--	--	----

## II . 特記仕様

1. 一般事項
- 1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)及び公共建築工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)以下、「標準図」という。)による。  
なお、改修工事の場合は、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)による。
  - 2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書を適用する。
  - 3) 工事着手後、本工事において通常の施工条件として発注者及び受注者が想定できない制約等が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議のうえ、必要に応じて工期の延長や設計変更等により対応する。

項 目	特 記 事 項
1. 施 工 計 画 書	<p>工事着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、担当課職員に提出する。</p> <p>施工計画書の作成に当たり、別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整の上、十分検討する。</p> <p>品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた工種別施工計画書を、工事の施工に先立ち作成し、担当課職員に提出する。</p> <p>総合施工計画書及び工種別施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、担当課職員の承諾を受ける。</p> <p>また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、担当課職員の承諾を受ける。</p> <p>施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、担当課職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な処理を講ずる。</p>
2. 発 生 材 の 処 理 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. (建設副産物の適正処理) 建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達)」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。</li> <li>2. (建設副産物の利用) 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。なお、建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、担当課職員と協議すること。</li> <li>3. (建設副産物の搬出) 舗装・コンクリート切断等に伴い発生する汚泥は、適切に処理を行なうこと。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 処理計画書 受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書を提出し、担当課職員の承諾を得た後、処理しなければならない。また 計画に変更が生じた場合も同様とする。</li> <li>(2) 受注者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(i) 産業廃棄物処理委託契約書(写)      (ii) 処理業者の許可証(写)</li> <li>(iii) 積替・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真</li> </ol> </li> <li>(3) 処理報告1 (i) 受注者は、産業廃棄物処分状況の分かる写真のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。</li> <li>(4) 処理報告2 (i) 受注者は産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェストまたは電子マニフェストを使用し委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。</li> <li>(ii) 受注者は、工事施工中においては、産業廃棄物処理状況の分かる写真とともに、マニフェスト 使用の場合は返却されたマニフェストの写し、電子マニフェストの場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を担当課職員へ提示しなければならない。</li> <li>(iii) 受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト仕様の場合E票の写し、電子マニフェスト仕様の場合は情報処理センターからの処分通知の画面印刷を提出しなければならない。 ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、D票の写しまたは処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分後、確認出来次第、速やかにE票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に関係なく提出するものとする。</li> </ol> </li> <li>4. (資源循環促進税について) 本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合(中間処分施設を経由する場合を含む。)は、資源循環促進税が課税されるので適正に処理すること。</li> <li>5. (再生資材の利用) (1) 受注者は、別表-1の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。 (2) 再生資材の品質に関しては、使用に際し、舗装再生便覧【(公社)日本道路協会発刊】やコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。 なお、適正な品質が確保できない場合及び再生材の確保が困難な場合は、担当課職員と協議すること。</li> </ol>
3. 土 工 事	埋戻し土は、山砂の類の購入土とする。

項 目	特 記 事 項																			
4. 施工中の安全確保及び環境保全	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を担当課職員に提出する。 低騒音型・低振動型・排出ガス対策型建設機械を使用すること。																			
5. 工 事 写 真	工事施工状況写真の撮影対象、撮影時期及び撮影要領は、営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部)による。																			
6. 完 成 時 の 提 出 図 書	標準仕様書による完成図及び保全に関する資料、並びに工事写真を提出する。																			
7. は つ り 工 事 (補修など)	既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 施工に伴い既成部分を汚染、損傷した場合は、既成に倣い補修する。																			
8. 異 種 管 の 接 続	標準図(施工3)による。設置箇所は図示による。																			
別表-1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 50%;">規 模</th> <th style="width: 35%;">使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">再生加熱 アスファルト 混合物</td> <td>密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>道路舗装の表層に使用する。</td> </tr> <tr> <td>粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間伏用する場合には使用しない。)</td> </tr> <tr> <td>アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">再生骨材</td> <td>再生粒調砕石(RM-25)</td> <td>上層路盤工等路盤材料に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生砕石(RC-40)</td> <td>構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生砕石</td> <td>道路の路盤に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生砂</td> <td>管路の理め戻し材料に使用する。</td> </tr> </tbody> </table>		規 模	使用箇所	再生加熱 アスファルト 混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間伏用する場合には使用しない。)	アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。	再生骨材	再生粒調砕石(RM-25)	上層路盤工等路盤材料に使用する。	再生砕石(RC-40)	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。	再生砕石	道路の路盤に使用する。	再生砂	管路の理め戻し材料に使用する。
	規 模	使用箇所																		
再生加熱 アスファルト 混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。																		
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間伏用する場合には使用しない。)																		
	アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。																		
再生骨材	再生粒調砕石(RM-25)	上層路盤工等路盤材料に使用する。																		
	再生砕石(RC-40)	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。																		
	再生砕石	道路の路盤に使用する。																		
	再生砂	管路の理め戻し材料に使用する。																		



付近見取り図 noscale